

さいたま北部医療センター附属訪問看護ステーション  
重要事項説明書

1. (事業の目的)

さいたま北部医療センター附属訪問看護ステーション（以下「ステーション」という）の看護師その他の従事者（以下「看護師等」という）が、病気やけが等により居宅において継続して療養を受ける状態にあり、主治の医師（以下「主治医」という）が、治療の必要の程度につき指定訪問看護若しくは指定介護予防訪問看護（以下「訪問看護」という）の必要を認めた利用者に対し、適正な訪問看護を提供することを目的とします。

2. (運営の方針)

- 1 ステーションの看護師等は、利用者の心身の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指して支援します。
- 2 事業の実施にあたっては、居宅介護支援事業所、関係市町村、地域の保健・医療・福祉機関との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。
- 3 看護師等は、自ら提供するサービスの質を評価して質向上を図るとともに、必要なときに必要な訪問看護の提供が行えるよう、実施体制の整備に努めます。

3. (事業の運営)

- 1 ステーションがこの事業を運営するにあたっては、主治医の訪問看護指示書（以下「指示書」という。）に基づく適切な訪問看護の提供を行います。
- 2 ステーションは、訪問看護を提供するにあたっては、ステーションの保健師、看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下「看護師等」という。）によるのみ訪問看護を行うものとし、第三者への委託によらないものとします。

4. (事業所の名称及び所在地)

事業を行う事業所の名称および所在地は、次のとおりです。

- (1) 名称 さいたま北部医療センター附属訪問看護ステーション
- (2) 所在地 埼玉県さいたま市北区宮原町1丁目851番

5. (職員の職種、員数、および職務の内容)

ステーションに勤務する職種、員数、職務内容は次のとおりです。

但し、介護保険法等関連法規に定める基準の範囲内において適宜職員を増減することができるものとします。

- (1) 管理者：看護師若しくは保健師 1名  
管理者は、所属職員を指揮・監督し、適切な事業運営が行われるように管理・統括します。但し、管理上支障がない場合は、ステーションの他の職務に従事し、又は、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとします。
- (2) 看護職員：保健師、看護師  
常勤換算2.5人以上（内1名は常勤）  
訪問看護計画書及び訪問看護報告書を作成し訪問看護を担当します。
- (3) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士：必要に応じて配置します。訪問看護の範疇でリハビリテーションを担当します。
- (4) その他の職員  
事務職員 1名以上

事務所の運営に必要な事務を担当します。

#### 6. (営業日及び営業時間等)

ステーションの営業日および営業時間は、次のように定めます。

- (1) 営業日：通常、月曜から金曜までを営業日とする。  
ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間：午前8時30分から午後5時00分までとする。
- (3) 連絡体制：24時間、電話等による連絡・相談等が可能な体制にあり、必要に応じて適切な対応を行います。

#### 7. (訪問看護の提供方法)

訪問看護の提供方法は次のとおりです。

- (1) 訪問看護の開始については、主治医の訪問看護指示書の交付を受けます。
- (2) ステーションは、介護保険利用者にあつては居宅介護支援事業者又は地域包括支援センターの作成した居宅サービス計画書（又は介護予防サービス計画書）、利用者の希望、主治医の訪問看護指示書、および看護師等のアセスメントに基づき、訪問看護計画書を作成して利用者に提供し訪問看護を実施します。
- (3) 利用希望者に主治医がいない場合は、ケアマネージャーと連携し、各医師会等に、主治医の選定および調整を依頼します。

#### 8. (訪問看護の内容)

訪問看護の内容は次のとおりです。

- (1) 病状・障害・日常生活の状態や療養環境のアセスメント
- (2) 清潔の保持、食事および排泄等療養生活の支援
- (3) 褥瘡の予防・処置
- (4) 日常生活・社会生活の自立を図るリハビリテーション
- (5) ターミナル期の看護
- (6) 認知症の看護等
- (7) 療養生活や介護方法の指導・相談
- (8) カテーテル等の管理（膀胱留置カテーテル、腎ろう、膀胱ろうの留置カテーテル、胃ろうや経鼻経管栄養チューブ、輸液用ポート、24時間持続点滴注射、在宅酸素、人工肛門等）
- (9) その他医師の指示による医療処置および検査等の補助

#### 9. (緊急時等における対応方法)

- 1 看護師等は、訪問看護実施中に利用者の病状に急変および緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行います。  
主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等必要な処置を行います。
- 2 看護師等は、前項においてしかるべき処置をした場合は、速やかに管理者および主治医に報告を行います。

#### 10. (利用料)

- 1 ステーションは基本利用料として健康保険法または高齢者医療確保法及び介護保険法に規定する厚生労働大臣が定める額の支払いを利用者から受けるものとします。また、利用者や家族に対して費用の内容及び金額については別途定める料金表によって説明を行い、同意を得るものとします。
  - (1) 医療保険（健康保険法または高齢者医療確保法）  
健康保険、高齢者医療確保法に基づく額を徴収します。
  - (2) 介護保険（介護保険法）  
介護保険で居宅サービス計画書若しくは介護予防サービス計画書に基づく

訪問看護の場合は、介護報酬告示上の額に対し、介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額の支払いを受けるものとします。但し居宅サービス支給限度額を超えた場合は、全額利用者の自己負担とします

- 2 ステーションは、基本利用料のほか訪問看護の提供が次の各号に該当する時は、別途定める料金表の額の支払いを利用者から受けるものとします。
  - (1) 6.(1)(2)で定めた利用日及び利用時間外に訪問看護を行った場合
  - (2) 滞在時間が1時間30分(介護保険利用者・医療保険利用者)を超えた場合
  - (3) 通常の訪問実施地域圏外を訪問した場合
  - (4) 訪問看護と連続して行われる死後の処置
- 3 ステーションは、実費負担の利用料として、訪問看護に必要な、おむつ代等に要する費用を利用者から受け取るものとします。但し、介護保険を利用する利用者にかかる交通費については、14条に定める通常の業務の実施地域を超える場合に限りません。
- 4 ステーションは、利用者より基本利用料、その他の利用料の支払いを受けるに際し、その内容を明確に区分した請求書、領収書を交付します。

#### 11. (相談窓口・苦情対応)

相談、苦情については、

さいたま北部医療センター附属訪問看護ステーション(電話 048-662-1446)

または、さいたま北部医療センター(電話 048-663-1671)で対応します。

介護保険のサービスに関する苦情は、

市町村の介護保険担当課(電話：北区 669-6067・大宮区 646-3067)

埼玉県国民健康保険団体連合会(電話：048-824-2568)

においても受け付けています。

#### 12. (個人情報の保護)

- 1 事業者は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとします。
- 2 事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者及びその家族の了解を得るものとします。
- 3 別紙、個人情報使用同意書を作成し同意を得るものとします。

#### 13. (虐待の防止について)

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者 訪問看護ステーション管理者

- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業員に周知徹底を図っています。
- (3) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (4) 従業員に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者(現に養護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速や

かに、これを市町村に通報します。

14. (通常の訪問看護の実施地域)

通常の訪問看護実施地域はさいたま市(大宮区、北区、西区、見沼区)とします。

15. (私費の訪問看護の利用料)

医療保険制度・介護保険制度の対象外の訪問看護サービスは実費負担の利用料として費用を利用者から受け取るものとします。夜間割増率は介護保険に準じます。

16. (ステーションにおける教育機関としての体制)

当事業所では地域における任務として、いくつかの学校からの実習を受け入れております。学生等にとって地域での実習は、貴重な体験を通して学習を深めるよい機会となります。教育機関としての体制および趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。

- 1 学生等が利用者さんに何らかの処置および援助を見学・実施する場合は、事前に十分説明し、利用者さんおよびご家族の同意を得てから行います。
- 2 学生等が何らかの処置および援助を実施する場合は、安全性の確保を最優先として、当事業所職員の助言・指導の下で実施します。
- 3 学生等は、実習で知り得た情報を他に漏らすことなく、利用者さんやご家族のプライバシーを守ります。
- 4 学生等の実習に同意をいただいた後も、随時撤回することができます。撤回したことを理由に不利益を受けることはありません。

17. (その他の留意事項)

- 1 ステーションは、社会的使命を十分認識し、職員の資質向上を図るため研究・研修の機会を設け、業務体制を整備します。
- 2 職員は、業務上知り得た秘密を漏らすことがないように必要な措置を講じます。
- 3 ステーションは、訪問看護に関する記録を整備し、訪問看護完結の日から5年間保管します。